

>>> 商号・事務所所在地・代表者の変更等の届出について <<<

- ◆ 宅地建物取引業者名簿登載事項に変更があった場合には、30日以内に 免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事への届出が必要です(宅地建物取引業法第9条)。
- ◆ 当協会へ、上記行政窓口で受理した変更届の写しを添えて、変更届(協会の様式)をご提出ください。(なお当協会には下表×印の変更事項の届出は不要です。)

届出先 変更事項	行政窓口※	宅建協会
商号又は名称	○	○
事務所所在地	○	○
代 表 者	○	○
政令使用人	○	×
役 員	○	×
専任の宅建士	○	×

※行政窓口とは、本店所在地を管轄する

土木事務所 総務係(知事免許の場合)

または

国交省地方整備局(大臣免許の場合)

○様式は宅建協会ホームページから
ダウンロードできます。
会員登録が必要です。



【 お問い合わせ先 】 ※お問合せの際は、免許番号もお知らせください。

○ 群馬県庁 県土整備部 住宅政策課 宅建業係 TEL:027-226-3525

○ (一社)群馬県宅地建物取引業協会 総務課 TEL:027-243-3388

